

一般社団法人熊本県工業連合会会費規則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県工業連合会（以下「工連」という。）の会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）の入会金及び会費を定めるものとする。

2 この規則は、総会の議決をもって変更することができる。

(入会金)

第2条 会員等の入会金は、工連に入会する会員が最初に1回のみ納めるものとし、その額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 当分の間、0円とする
- (2) 賛助会員 当分の間、0円とする

(会費)

第3条 会員等の会費は次の各号に定める額とする。

- (1) 正会員 年間 36,000円
- (2) 賛助会員 年間 100,000円

2 年度中途の入会者の当該年度の会費については、申し込みのあった月の翌月から年度末までの期間を月割計算した金額とし、理事会で入会の承認がなされた後に請求を行う。

(臨時会費)

第4条 当法人の運営に関し、通常の会費では資金が不足するときは、総会の議決を得て臨時会費を徴収することができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人熊本県工業連合会設立の日(平成22年10月1日)に制定し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規定は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

1 この規定は、平成29年5月15日から施行する。